

訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 buddy が開設する Trust 訪問看護（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるよう支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 Trust 訪問看護
- 2 所在地 大野城市上大利 2-7-14 第二オリエンタル山繁101

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

1 管理者 看護師 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2 看護師等 看護師 2名（常勤職員、管理者と兼務）

看護師 1名以上（非常勤職員）

看護師等（准看護師は除く。）は、訪問看護計画書及び介護予防訪問 看護、報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。

看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

3 事務職員 必要に応じて配置する。

必要な事務全般を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日、8 月 13 日から 8 月 15 日までを除く。

2 営業時間 午前 9 時から午後 6 時までとする。

3 訪問看護サービス提供対応日 1 の営業日対応とする。

4 訪問看護サービス提供対応時間 午前 9 時から午後 6 時までとする。

5 電話等により、営業時間内はもとより、営業時間外でも 24 時間常時連絡相談が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察

- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、介護保険法第49条の2に規定する要介護被保険者及び第59条の2に規定する居宅要支援保険者は、その2割の額とする。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額により、交通費の請求は行わない。

2 その他の費用の額については、料金表による。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、筑紫野市・太宰府市・大野城市・春日市・福岡市全域・那珂川市・粕屋町・宇美町・志免町・須恵町・新宮町・篠栗町・久山町・糸島市の区域（離島を除く）とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待の防止)

第10条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生時又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 2 虐待防止のための指針の整備。
 - 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3月以内
継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、
従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 buddy とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
令和 5 年 8 月 18 日改定施行する。
令和 8 年 1 月 1 日改定施行する。